

宗像市優良建設工事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像市が発注した建設工事（以下「工事」という。）について、その品質が優れた工事等を表彰することにより、受注業者の建設技術と意識の向上を図り、もって、本市における公共工事の品質の確保と適正な施工に資することを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事（以下「表彰対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 表彰年度の前年度に完成した工事
- (2) 当初の契約金額が300万円以上の工事

(表彰の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する工事のうち、特に優れた工事であると認められるものについて、表彰を行う。

- (1) 宗像市工事成績評定要領（平成19年10月1日施行）に基づく評定点（以下「工事成績評定点」という。）が、81点以上の工事
- (2) 前号のほか、工事の品質等が特に優れており、表彰に値すると認められる工事

2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、表彰することが適当でないと認められる工事について、表彰しないものとするができる。

(表彰対象者の除外等)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、表彰対象工事を施工した業者（以下「施工業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該工事を表彰の対象としない。

- (1) 表彰年度の前年度から表彰日の前日までの間に、宗像市指名停止等の措置に関する規定（平成15年宗像市訓令第21号）による指名停止を受けた施工業者
- (2) 表彰対象工事の他に、当該表彰対象工事と同年度に施工した工事で、工事成績評定点が65点未満のものがある施工業者
- (3) 前2号のほか、表彰することが適当でないと市長が認めた施工業者

(表彰の審査)

第5条 表彰対象工事の候補となる工事の審査は、宗像市優良建設工事表彰選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 表彰対象工事の候補となる工事は、委員会に出席した委員の過半数で決することとし、その結果を市長に推薦するものとする。

3 委員会の委員は、宗像市指名業者選考委員会規程（平成15年宗像市訓令第18号）に定める委員会の委員をもって充てる。

（表彰対象工事の決定）

第6条 前条第2項の報告を受けた市長は、表彰対象工事の決定を行うものとする。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、表彰状の授与により行う。

2 市長は、表彰状に副賞を添えることができる。

（表彰を受けた工事の公表）

第8条 市長は、表彰を行った工事を、当該工事の施工業者の名称等とともに、その内容を宗像市のホームページに掲載する。

（表彰の取り消し）

第9条 市長は、表彰を受けた工事又は当該工事の施工業者が、次の各号のいずれかに該当したとき、表彰を取り消すことができる。

（1）表彰を受けた年度内に、当該工事の施工業者が、宗像市指名停止等の措置に関する規定による指名停止の措置を受けたとき。

（2）工事の瑕疵又は工事の施工に係る法令違反等が後日明らかになり、当該工事が、表彰することが適当でないものであると認められるとき。

2 前項の規定により表彰を取り消した場合、市長は、当該工事の施工業者に表彰状及び副賞の返還を求めることができる。

（表彰対象工事の推薦）

第10条 工事主管課長は、第3条第1項各号に該当する工事について、当該工事が完成した年度の次の年度の6月30日までに優良建設工事表彰推薦書（別記様式）を契約検査室長に提出するものとする。

（庶務）

第11条 審査及び表彰に関する庶務は、財政課契約検査室において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は契約検査室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事に適用する。

別記様式

【財政課契約検査室】

平成 年度 (年度災害)	起工 第 号 査定
----------------------------	----------------------

決 裁	平成 年 月 日		
	係	係長	課長

平成 年度 優良建設工事表彰推薦書

平成 年 月 日

契約検査室長 あて

担当課長 印

次のとおり推薦します。

担当課		監督員	
工事名			
工事場所		工種	
受注者		工事成績評定点	点
契約金額	円		
工期	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日		
完成日	平成 年 月 日	検査日	平成 年 月 日
工事概要			
推薦理由			

※推薦理由には、計画性、工法、施工体制・状況、創意工夫、環境対策、社会地域への貢献等特記すべき推薦理由を具体的に記入する。